

一般バス路線 障がい者運賃の適用概要（山梨交通グループ）

○身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者手帳）、精神障害者手帳をお持ちのお客様には、下記に掲げる割引運賃の適用がございます。運賃のお支払い前（定期券購入時）に、乗務員（係員）へ各手帳のご呈示をお願い致します。

【普通旅客運賃】表示された片道運賃額の5割引（10円単位とし端数切り上げ）

※ICカードご利用時は、タッチする前に乗務員へ手帳をご呈示いただき、乗務員の操作が終了してからタッチしてください。

【定期旅客運賃】定期旅客運賃表(定期代換算早見表)にて運賃額をご確認ください。

※定期券購入時に、販売窓口にて各手帳のご呈示をお願いいたします。また、介護人定期旅客運賃については、障がい者本人が使用する定期券との同時購入に限ります。

種別	等級	普通旅客運賃		定期旅客運賃		ゴールド定期	
		本人	介護人	本人	介護人	本人	介護人
身体障害者手帳	1種 及び2種12才未満 2種要介護者※注1	5割引	5割引	3割引	3割引 ※注2	適用	×
	2種	5割引	×	3割引	×	適用	×
療育手帳 (知的障害者手帳)	A 及びB12才未満	5割引	5割引	3割引	3割引 ※注2	適用	×
	B	5割引	×	3割引	×	適用	×
精神障害者手帳	1級	5割引	5割引	3割引	3割引 ※注2	適用	×
	2級 及び3級	5割引	×	3割引	×	適用	×

(※注)

1. 「2種要介護者」：手帳内へ「要介護」等介護証明がある場合に限る
2. 介護人定期旅客運賃については、障がい者本人が使用する定期券との同時購入に限る。